

質 疑

発言者 多 田 優 子

発 言 の 要 旨

1 東京圏等在住のZ世代向けプロモーション業務委託について

- (1) 業務を委託した理由と、その費用の内訳や積算根拠
- (2) 委託事業者のスポンサーパッケージが、高松市の委託業務であると誤認させた可能性について、どのように考えているのか。
- (3) 業務委託がステマに該当しないよう、どのような点に留意し実施したのか。
- (4) シティープロモーションとの連携が図られていないこの業務委託は、地方自治法第2条第14項の規定に違反するのではないかと考えるがどうか。